

**第97号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
 改正する条例**

**第98号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を
 改正する条例**

1 特別給（期末手当）の年間支給月数の改正

【幼稚園教育職員および学校教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給（期末手当）の年間支給月数を
 0.05月引き下げる改正を行う。

I 引下げ分は全て期末手当に割り当てる。

(1) 一般職員

	現行		改正案
特別給全体 【年間支給月数】	4.65月 (2.45月)	⇒	4.60月 (2.40月)
・期末手当	2.60月 (1.45月)		2.55月 (1.40月)
・勤勉手当	2.05月 (1.00月)		2.05月 (1.00月)

※ () は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行		改正案
特別給全体 【年間支給月数】	4.65月 (2.45月)	⇒	4.60月 (2.40月)
・期末手当	2.20月 (1.25月)		2.15月 (1.20月)
・勤勉手当	2.45月 (1.20月)		2.45月 (1.20月)

※ () は幼稚園再任用管理職員

Ⅱ 令和2年度においては、期末手当の支給月（年3回）のうち、12月期の期末手当を引き下げることにより対応を行い、令和3年度からは、6月期と12月期で按分し支給月数を調整する。

(1) 一般職員

	現行	①令和2年度	②令和3年度から
期末手当全体 【年間支給月数】	2.60月 (1.45月)	2.55月 (1.40月)	2.55月 (1.40月)
6月期	1.15月 (0.65月)	1.15月 (0.65月)	1.125月(0.625月)
12月期	1.20月 (0.70月)	1.15月 (0.65月)	1.175月(0.675月)
3月期	0.25月 (0.10月)	0.25月 (0.10月)	0.25月 (0.10月)
勤勉手当全体 【年間支給月数】	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)
6月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)
12月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)

※ () は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行	①令和2年度	②令和3年度から
期末手当全体 【年間支給月数】	2.20月 (1.25月)	2.15月 (1.20月)	2.15月 (1.20月)
6月期	0.95月 (0.55月)	0.95月 (0.55月)	0.925月(0.525月)
12月期	1.00月 (0.60月)	0.95月 (0.55月)	0.975月(0.575月)
3月期	0.25月 (0.10月)	0.25月 (0.10月)	0.25月 (0.10月)
勤勉手当全体 【年間支給月数】	2.45月 (1.20月)	2.45月 (1.20月)	2.45月 (1.20月)
6月期	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)
12月期	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)	1.225月 (0.60月)

※ () は幼稚園再任用管理職員

2 施行期日

特別給支給月数の改定（幼稚園教育職員および学校教育職員）

- ① 令和2年度 公布の日に施行する。
- ② 令和3年度から 令和3年4月1日に施行する。

第97号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

品川区長 濱 野 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号)

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「および12月に支給する場合には100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「および12月に支給する場合には100分の95」に改め、同条第3項中「、「100分の120」とあるのは「100分の70」とおよび」と、「100分の100」とあるのは「100分の60」を削る。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「および12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「および12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100

分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(説明) 幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定する必要がある。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月および12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月および12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」と、「100分の100」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月および12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月および12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

新	旧
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u> この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</p>	

第98号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「および12月に支給する場合には100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「および12月に支給する場合には100分の95」に改める。

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「および12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「および12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(説明) 学校教育職員の期末手当に係る支給月数を改定する必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p>付 則 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日 から施行する。</p>	